

不招請勧誘の禁止 に関する政省令 < 確定版 >

制度調査部
金本 悠希

金融商品取引業者等の販売・勧誘ルール政省令 < 確定版 > 6

【要約】

不招請勧誘の禁止の対象となる金融商品取引契約は、通貨等に関する店頭金融先物取引である。

ただし、禁止の例外として、継続的取引のある顧客への勧誘や貿易会社等の為替リスクヘッジ目的の勧誘は適用除外とされている。

規制を逃れることを防止するため、不招請勧誘の禁止の対象契約の締結を勧誘する目的があることを、顧客にあらかじめ明示しないで顧客を集めて契約の締結を勧誘する行為も禁止される。

(注) 本稿は、政省令案段階で作成した、拙稿「不招請勧誘の禁止に関する政省令案」(2007年6月21日付 DIR 制度調査部情報)の確定版である。

1. はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法(以下、金商法)に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。金商法は2007年9月30日より施行されている。

金商法の中で、一定の金融商品取引契約は不招請勧誘の禁止が規定されている。しかし、不招請勧誘の禁止の対象となる金融商品取引契約の指定は政令にゆだねられていた。

2007年8月3日から8月15日にかけて、金融商品取引法制に関する政令・内閣府令等が公布された。そのなかで、不招請勧誘の禁止に関する政省令も公布されており、対象金融商品取引契約として通貨等に関する店頭金融先物取引が指定されている。本稿では、不招請勧誘の禁止について解説する。

2. 不招請勧誘の禁止

(1) 対象契約

金商法では、一定の金融商品取引契約について、契約の「締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」が禁止されている(金商法38条3号)。これが、「不招請勧誘の禁止」といわれる規制である。

この不招請勧誘の禁止が適用されるのは、金商法では以下のものに限られている。

当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの

金融商品取引法施行令（以下、金商法施行令）では、この「政令で定めるもの」として以下のものが規定されている（金商法施行令 16 条の 4 第 1 項）。

以下の店頭デリバティブ取引、又はその媒介、取次ぎ¹、代理

通貨等の先渡取引(1)

通貨の価格等を金融指標とする先渡取引(2)

通貨の売買等に関するオプション取引(3)

- (1) 売買の当事者が、将来の一定の時期において通貨等²及びその対価の授受を約する売買で、当該売買の目的となっている通貨等の売戻し・買戻し、又は当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為をしたときは、差金の授受によって決済できる取引。
- (2) 当事者があらかじめ、以下のものを金融指標として、約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引、又はこれに類似する取引。
 - a. 通貨等の価格もしくは預金契約に基づく債権等を表示する証券等（政令指定³）の利率等⁴
 - b. a に基づいて算出した数値
- (3) 当事者の一方の意思表示により、当事者間において以下の取引を成立させることができる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引、又はこれに類似する取引。
 - a. 通貨等の売買（ を除く ）
 - b. の取引

要するに、通貨等に関する店頭金融先物取引に限って、不招請勧誘の禁止の対象となる。

(2) 適用除外

金商法で、一定の場合には不招請勧誘の禁止が適用除外されている（金商法 38 条本文但書き）。具体的には、「投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるもの」に関しては適用が除外されている。

この「内閣府令で定めるもの」として、以下の場合が指定されている（金商業等府令 116 条）。

¹ 有価証券等清算取次ぎを除く。

² 通貨以外は、外為法に規定する支払い手段、証券、債権が指定（ただし、金商法上の有価証券は除外）されている（金商法施行令 1 条の 17）。

³ 金商法施行令で、外為法に規定する支払い手段、証券、債権が指定（ただし、金商法上の有価証券は除外）されている（金商法施行令 1 条の 17）。

⁴ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下、定義府令）で、金融商品に係る収益その他これに準ずるものの配当率及び割引の方法により発行された金融商品の割引率とされている（定義府令 19 条）。

継続的取引関係にある顧客⁵に対して、勧誘をする行為

外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、その法人が保有する資産・負債の為替変動による損失の可能性を減殺するために勧誘する行為

(3) 禁止行為

不招請勧誘の禁止に関しては、以下の行為が禁止されている（金商業等府令 117 条 1 項 8 号）。

不招請勧誘の禁止の対象契約の締結を勧誘する目的があることを、顧客⁶にあらかじめ明示しないで、その顧客を集めて契約の締結を勧誘する行為

この禁止規定によって、不招請勧誘の禁止の規制を逃れることができないようになっている。

⁵ 勧誘の日の前の 1 年間に、2 以上の店頭金融先物取引を行った者、および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限る。

⁶ 特定投資家を除く。ただし、そもそも不招請勧誘の禁止は、特定投資家が顧客である場合には適用されない（金商法 45 条 1 号）。